

【IV-3 市場実勢価格を踏まえた適正な評価-①】

① 実勢価格等を踏まえた検体検査等の評価の適正化

第1 基本的な考え方

衛生検査所検査料金調査による実勢価格等を踏まえ、検体検査の実施料等について評価を見直す。

第2 具体的な内容

1. 衛生検査所検査料金調査により得られた実勢価格等に基づき、保険償還価格と実勢価格の乖離が大きい検査について、評価を見直す。

【評価を見直す検査の例】

改定案	現行
<p>【血液化学検査】 注 患者から1回に採取した血液を用いて本区分の1から8までに掲げる検査を5項目以上行った場合は、所定点数にかかわらず、検査の項目数に応じて次に掲げる点数により算定する。 イ・ロ (略) ハ 10項目以上 <u>103点</u></p> <p>【SARS-CoV-2抗原検出(定性)】 <u>150点</u></p>	<p>【血液化学検査】 注 患者から1回に採取した血液を用いて本区分の1から8までに掲げる検査を5項目以上行った場合は、所定点数にかかわらず、検査の項目数に応じて次に掲げる点数により算定する。 イ・ロ (略) ハ 10項目以上 <u>106点</u></p> <p>【SARS-CoV-2抗原検出(定性)】 <u>300点</u></p>

2. 材料加算として評価されている材料等について、実勢価格及び当該材料の使用実態等を踏まえ、評価を見直す。

改定案	現行
<p>【在宅持続陽圧呼吸療法用治療器加算】 2 CPAPを使用した場合 <u>960点</u></p>	<p>【在宅持続陽圧呼吸療法用治療器加算】 2 CPAPを使用した場合 <u>1,000点</u></p>

【在宅ハイフローセラピー装置加算】 1 自動給水加湿チャンバーを用いる場合 3,500点 2 1以外の場合 2,500点	【在宅ハイフローセラピー装置加算】 1,600点
---	---

3. アルブミン（BCP 改良法・BCG 法）のうち、BCG 法によるものについて、臨床実態等を踏まえ、算定可能な期間を2年間延長する。

改 定 案	現 行
【血液化学検査】 [経過措置] 4 第2章の規定にかかわらず、区分番号D007の1に掲げるアルブミン（BCP改良法・BCG法）のうち、BCG法によるものは、 <u>令和8年5月31日</u> までの間に限り、算定できるものとする。	【血液化学検査】 [経過措置] 4 第2章の規定にかかわらず、区分番号D007の1に掲げるアルブミン（BCP改良法・BCG法）のうち、BCG法によるものは、 <u>令和6年3月31日</u> までの間に限り、算定できるものとする。